

## 独立行政法人農林漁業信用基金における出勤者数の削減に関する取組について

独立行政法人農林漁業信用基金では、新型コロナウイルス感染症対策として、以下のとおり出勤者数の削減に関する取組を実施しています。

### (1) 定量的な取組内容

| 算定の対象とする従業員の範囲 | 目標値           | 実績及び対象期間                           |
|----------------|---------------|------------------------------------|
| 信用基金に勤務する全職員   | 出勤者削減率<br>70% | 出勤者削減率<br>32%<br>(4月26日～<br>5月31日) |

### (2) 具体的な取組や工夫

| テレワーク推進に向けた具体的な取組・工夫  |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型コロナウイルス感染症発生時は、テレワークの環境がなかったため、専用パソコン導入等の環境整備を行った上で、テレワークの試行を経て、令和3年4月23日に就業規則の改正及びテレワーク実施要領の制定を行い、テレワークの本格実施を開始。</li><li>・ 新型コロナウイルス感染症発生時は、オンライン会議システムの環境がなかったため、令和2年11月16日からオンライン会議システムの本格稼働を開始。</li><li>・ オンライン会議システムに使用するヘッドセット、専用マイク及びスピーカーを整備。</li></ul> |

| 出勤者数削減に向けた具体的な取組・工夫（テレワーク関連を除く）   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型コロナウイルス感染症の対応として、通勤途上における感染機会の減少等のため、通常の勤務時間帯（3段階）に加えて、7段階の勤務時間帯を設定。</li><li>・ 職員や家族に発熱などの風邪の症状が見られる場合や、やむを得ない事情により子どもの世話をする必要がある場合のほか、新型コロナウイルス感染症の予防接種を行う場合に、特別休暇の特例措置による職員の出勤免除。</li><li>・ 年次休暇の計画的な取得の促進。</li><li>・ 各種手続き等の押印の廃止。</li></ul> |